

認知症カフェにおける食品の取扱いについて

第1 目的

認知症カフェにおける茶菓の提供（有償で提供されるものを除く）に関し、茶菓の取扱方法等の目安を示し、認知症カフェの参加者の安全確保を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 認知症カフェとは、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場をいう。
- 2 茶菓とは、市販の菓子類及びインスタントの飲み物をいう。

第3 茶菓の取扱いについて

- (1) 感染症等に弱い高齢者が参加することを十分に留意し、茶菓の提供にあたること。
- (2) 下痢をしている者及び手指に傷のある者は、茶菓の提供行為に従事しないこと。
- (3) 茶菓の提供作業に従事する者をあらかじめ定め、参加者の氏名及び連絡先を併せて記録し、保存しておくこと。
- (4) 茶菓の一時保管及び取扱場所（以下「茶菓取扱場」という。）には、必ず主催者側の職員を配置し、無人としないこと。
- (5) 茶菓取扱場及びその周辺は清潔に保ち、廃棄物の処理は適切に行うこと。

第4 その他

安全で衛生的な認知症カフェの運営のため、必要に応じ管轄の保健所に相談すること。

参考

- ・ 認知症カフェは集いの場であり、飲食の提供を主たる目的としない。
- ・ 実費（100円程度）を徴収する場合は参加費とみなし、有償提供される食品の対価とはみなさないこと。
- ・ インスタントの飲み物とは、調理器具を使用せずに提供する飲み物をいうこと。
例：ティーバッグの紅茶、個別包装のドリップコーヒー等を個々の食器にセットし、湯を注ぐなどして提供する飲み物